

令和4年4月1日から令和5年3月末日までの間に把握した不適切な事態(13件)

件名 (所属)	生じた事象	共通業務 (所属)	主たる発生原因
固定資産の除却漏れについて (庭窪浄水場)	1 守口市との浄水場共同化に向けた準備の一環として、令和2年度から固定資産台帳と現物資産の確認を行ったところ、固定資産を除却した際、固定資産台帳から適切に除却していなかった資産が計131件あった。 2 固定資産の台帳と現物の実地照合において、現物が存在しないもの「ある」として報告していたため、各年度の貸借対照表が誤った記載となった。	課等における公金等及び物品の管理に関する業務 (経理課)	ア:ルールが存在、もしくは不十分 イ:ルール周知が不十分、もしくはルールが容易に確認できない ウ:日常的モニタリングについて、当該モニタリングルールが設定されていたが実施されず(思い込みや事務懈怠)、不適切な事態が生じたもの
マイカー通勤に係る研修・厚生担当への届出漏れについて (庭窪浄水場)	新型コロナウイルスワクチン接種の副反応により所属としてマイカー通勤が必要と判断した職員について、場長及び庶務担当職員が必要となる手続きを誤認したまま、研修・厚生担当への手続きを経ることなく令和3年8月12日に翌日からマイカー通勤を認めため、申請に必要な診断書の診断日(8月31日)以前の通勤手当について戻入が発生した。	課等の所属員のサービスに関する業務 (職員課)	ウ
廃棄すべき重油の適正管理の不徹底について (庭窪浄水場)	1 分任物品出納員は、自家発電設備から取り出した重油(貯蔵品)を、適正な手続きを経ずに廃棄した。 2 分任物品出納員は、ドラム缶に貯蔵されていた重油が既に廃棄されていたにも関わらず、物品現在高調査時に適切な現物確認をせずに「在庫がある」と報告していた。	課等における公金等及び物品の管理に関する業務 (管財課)	イ ウ
関係規程の誤認による事務処理(物品譲渡に関する事務)の誤りについて (経営改革課)	工業用水道特定運営事業等の事業者に水道メーター及び軽油を譲渡する意思決定の手順が誤っていた。	課等における公金等及び物品の管理に関する業務 (管財課)	ウ
情報公開請求事務のマニュアルの未整備について (総務課)	令和3年度情報公開請求事務において、公開決定後に請求者から情報提供に切り替える旨の申し出を受けた際、変更すべき手続きの一部ができていなかった。		ア
規程改正の周知不足による作業主任者の届出の不備について (施設課)	「大阪市水道局自家用電気工作物保安規程 施設課 工事業要領」を平成20年度に改正し、それ以降に作業主任者を選任した場合には総括管理者である所轄部長(工務部長)へ届け出ることとなったが、従前のまま場長・課長へ届け出していた。		イ
規程改正の周知不足による作業主任者の届出の不備について (施設保全センター)	「大阪市水道局自家用電気工作物保安規程 柴島浄水場 工事・維持作業要領」を平成20年度に改正し、それ以降に作業主任者を選任した場合には総括管理者である所轄部長(浄水統括担当部長)へ届け出ることとなったが、従前のまま場長・課長へ届け出していた。		イ
特定調達契約による落札者の公示手続き漏れ (管財課)	落札者の決定後72日以内に公示を実施すべきところ、営業所オンラインシステム改修業務委託1件、電力調達3件について、期限内に実施できていなかった。		ウ
水道管理図面の閲覧対応業務における個人情報の不適切な取り扱い (東部水道センター)	水道管理図面の閲覧・概要説明において、本来、非公開とすべき閲覧申請者以外の個人情報(「水栓番号」及び「給水管の口径」)が閲覧できる図面を用いて行われていた。	課等における保有個人情報の保護に関する業務 (総務課)	イ
不適切な事態が生じた同種事務での不適切な事態の再発 (北部水道センター)	令和3年8月に部門内で起きた受託事業者による公文書紛失事故を受けて、水道センターでは公文書の原本を受託事業者に提供しないよう取り組むこととしていたが、一部の業務について取り組んでいなかったため、北部水道センターにおいて受託事業者へ提供していた公文書の「給水停止調書」を誤廃棄した。	課等における公文書の作成及び管理に関する業務 (総務課)	ウ
請求書の偽造(転記) (柴島浄水場)	柴島浄水場の物品購入(課長専決契約、R4.6.27納入)において、当該事務を行っていた職員が、支払い手続きの際、契約者から受領した請求書を、契約者に確認及び承諾を得ることなく独断で別の様式に転記していたこと、並びに転記の後、受領した請求書を契約者に返送することなく無断で廃棄したことが判明した。	課等における公文書の作成及び管理に関する業務 (総務課)	イ
物品買入契約における質問回答の不備による入札取りやめ (ICT推進課)	仕様書について想定品を尋ねる質問があり、参考製品を3製品以上挙げるべきところ、1製品のみ回答してしまつたため、入札を取りやめた。	課等における工事の請負、物品の売買その他の契約の締結及び履行に関する業務(工事の施行に関する業務を除く。) (管財課)	イ
小口現金残高の不一致について (柴島浄水場)	令和5年2月15日(水)、小口現金残高確認時に小口現金出納簿の残高よりも現金が5千円多いにもかかわらず、現金残高が合致しているものと思い込み当日の残高確認を終えた。 また、令和5年3月14日(火)にその現金5千円を遺失物として取り扱い、警察署に届出を行った。	課等における公金等及び物品の管理に関する業務 (経理課)	ウ